

令和4年度第3回木更津市国民健康保険事業の運営に関する協議会

(書面会議により開催)

- 1 書面表決書提出期限 令和5年2月24日(金)
- 2 開催場所 書面会議にて開催
- 3 出席委員(16名)※書面表決書提出により出席とする
 - (1) 被保険者を代表する委員(5名)
志保沢 博央、大和 晃、清水 一太郎、鈴木 博雄、鈴木 眞
 - (2) 保険医又は保険薬剤師を代表する委員(5名)
本吉 光隆、大日方 研、天野 隆臣、細井 系太郎、富沢 道博
 - (3) 公益を代表する委員(5名)
鈴木 彩子、小籠 桂子、永野 昭、山田 真司、後藤 紗織
 - (4) 被用者保険等保険者を代表する委員(1名)
白駒 勝也
- 4 諮問事項
 - (1) 令和5年度木更津市国民健康保険事業計画(案)について
 - (2) 令和5年度木更津市国民健康保険特別会計予算(案)について

木更津市国民健康保険運営協議会 書面会議記録

1 諮問事項、報告事項にかかる意見、質問

(令和5年2月14日午後5時までにファクシミリ等で提出)

報告事項1について1件、報告事項2について1件ありました。

(詳細は別紙)

2 諮問事項に係る書面投票結果

(1) 令和5年度木更津市国民健康保険事業計画(案)について

(2) 令和5年度木更津市国民健康保険特別会計予算(案)について

2件とも 承認 16名 不承認 0名 原案承認

令和5年3月2日

木更津市国民健康保険事業の運営に関する協議会

会長

山田真司

報告事項１ 令和４年度国民健康保険保健事業報告について

（質問１：鈴木真委員）

１．特定健康診査の状況の表１について、目標値が毎年数値が違うのはなぜか。

（事務局回答）

木更津市では、特定健康診査の目標値について「データヘルス計画」に定めているところです。現在の計画である「第２期データヘルス計画」（平成３０年度～令和５年度）策定時には国の目標値と同じ６０％を最終目標値に掲げましたが、令和３年度の間評価を実施した際、実現可能な目標値ということで最終目標値を４７％に修正しました。実績値から最終目標値に近づいていく設定としているため、毎年数値が異なっています。

報告事項２ 木更津市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定（案）について

（質問２：鈴木真委員）

「４２万→５０万」に増額する。国の法（健康保険法）が改定されるが、現行では、市町村国保条例の規定があるためその改定も必要です。健康保険法の改定に伴うのであれば、いちいちその都度改定するよりも、条例の規定を「国の規程（健康保険法）に準ずることとする」としたらどうか。（つまり、その都度条例の改定はしない）

（事務局回答）

現行の法律の規定の仕方は、健康保険法がその金額を政令で定めるとし、健康保険法施行令では４８．８万円に、３万円を超えない範囲内で保険者が定める金額を加算した金額とする。とされていますので、基本金額ないし加算金額（産科医療補償制度）の改定があれば対応する規定を改める必要があります。

木更津市の条例では基本金額と加算金額を合わせた金額を規定することによって、わかりやすく、かつ改正が煩雑とならないようしています。

<意見・質問への回答は以上です>